

令和2年度 いじめの対応状況について

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
 (いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

2 いじめの把握

(1) アンケート調査

- ①目的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
- ②形式 児童・生徒及び保護者に対してのアンケート方式
- ③対象 小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒・保護者
- ④対象期間 第1回 令和2年4月1日(水)から令和2年7月31日(金)
 ※本年度は新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間を考慮し、対象期間を例年より1か月延ばして実施した。

(2) その他

各期間、教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより随時把握する。

3 いじめの発生状況

校種	認知件数(件) ※令和2年7月31日時点	いじめの対応状況 ※令和2年12月15日時点		
		対応を継続中(件)	解決件数(件)	解消件数(件)
小学校	325	13	312	205
中学校	19	2	17	15

※いじめの解決・解消については、いじめが解決してから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。

4 いじめの態様

校種	いじめの態様									計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なこと をされる	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	
小学校	173	50	124	2	0	29	18	5	5	406
中学校	12	3	4	0	0	1	1	2	0	23

※1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、合計はいじめの認知件数と一致しない。

5 調査結果の分析

- (1) 認知件数は昨年度第1回の結果と比較して、小学校は56%程度、中学校は28%程度で大幅減となった。主な要因としては、臨時休業及び分散登校により調査期間中の登校日数(学校滞在時間)が前年の6割程度であったことが挙げられる。
- (2) 小学校は13件、中学校は2件が、解決に向けて「対応を継続中」である。また、解消率は小学校で約52%、中学校では約74%である。学校への聞き取りの結果、深刻ないじめが継続しているということではないが、小学校では再び悪口を言われたなど嫌な思いをしていることを訴えている児童がおり、簡単に解決・解消していると判断せず、指導や見守りを続けている事例がある。
- (3) 態様として、小・中学校とも一番多いものが「悪口」である。小学校では、「悪口」と「軽い暴力」をはじめとするいじめの訴えが低・中学年に多い傾向がある。
- (4) 「SNSによる誹謗・中傷」の認知件数は、小学校で5件(前年度第1回より1件減)、中学校で2件(前年度第1回より6件減)である。全体に占める割合を考えると、小学校では増加傾向と捉えられる。

6 今後の主な取組

(1) 中野区いじめ防止基本方針に基づく取組の実行（今年度の重点）

学校に対し、中野区いじめ防止基本方針に基づく取組が充実されるよう、指導を継続していく。特に、各学校におけるいじめ防止基本方針の見直し、いじめ対策委員会の充実、共通理解に基づいた組織的取組について指導していく。また、中野区いじめ等対策会議を一層充実させることにより、学校・関係機関がいじめ問題について連絡・協議を行い連携を強化するとともに、重大事態の未然防止や早期対応が図られるよう努めていく。

(2) 児童・生徒が自らSOSを出そうとする気持ちをつくる

① 「SOSの出し方に関する教育」の確実な実施

各学校は、東京都教育委員会が作成したDVD教材などを活用した授業を、いずれかの学年において年間1単位以上、年間指導計画に位置付け実施する。

② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携の強化

各学校は、スクールカウンセラー等による面談や相談室での交流を通して、児童・生徒の状況把握や支援に努める。把握した情報は校内のいじめ対策委員会で共有し、学校全体で組織的に対応していく体制を強化する。また、各学校の効果的な実践事例を、生活指導主任会等において共有し、全校に還元していく取組を継続する。

③ 様々な窓口による教育相談の強化

中学生を対象とするSNS相談窓口のほか、これまで行ってきた「こども110番」や、都の相談窓口の周知を強化することにより、子どもたちが自分に合った相談方法を選び、課題を解決していけるようにする。

(3) 児童・生徒の円滑な人間関係づくりを支援する。

① 児童・生徒の人権感覚の育成

各学校では「特別の教科 道徳」をはじめとする授業や様々な体験活動を通じて、「自他の生命を大切に作る心」や「自己肯定感・自己有用感」を育む指導等を積極的に実施する。中野区人権教育推進委員会では、モデル授業を実践し、指導資料として配布する。

② コミュニケーションに関わる取組の充実

学校教育の様々な機会を捉え、互いに認め合う態度を育む取組や、子ども同士が話し合う中で合意形成や自己決定ができるようにする取組を展開する。また、特に小学校低学年では、温かい言葉での表現や暴力に頼らない解決方法などについて「中野区就学前教育プログラム改訂版 理論編」及び「同 実践編」を活用し、保幼小の学びの連続性の中でも重点的に指導する。

③ SNSの正しい使い方やマナーに関する指導の徹底

児童・生徒自身が「SNS学校ルール」づくりに参画し、見直していく活動を実践するとともに、保護者会やセーフティ教室等の機会において「SNS家庭ルール」づくりを啓発する等、意図的・計画的、継続的に情報モラル教育を推進する。

④ 新型コロナウイルス感染者等に対する差別や偏見の防止

感染症に関する正確な知識を発達段階に応じて指導するとともに、担任やスクールカウンセラーとの面談、アンケート等により、差別や偏見の早期発見・早期対応に努める。

(4) 教職員・保護者への啓発を促進する。

① 教職員の対応力の向上

区独自作成の教員用指導資料「中野区いじめ対応ガイドライン」や「子どもたちの自信とやる気を高め 居場所をつくるために」、都から配布された「いじめ対策にかかる事例集」等を活用した校内研修を計画的に実施し、教職員一人ひとりの対応力を向上させる。

② 教職員の人権感覚の向上

教職員の指導や言動が児童・生徒に大きな影響を与えるため、都が配布した「人権教育プログラム（学校教育編）」等を活用し、教職員の人権感覚を磨くようにする。

特に、新型コロナウイルス感染症に関する発言や、職務上知り得た情報の取扱いには十分注意するよう徹底を図る。

③ いじめの発生・対応状況の保護者・地域に対する説明

各学校のいじめ防止基本方針に基づく取組を、保護者会や学校だより等を活用して紹介する。また、学校評議員会等の機会を捉えて定期的にいじめの発生・対応状況を説明し、出席者との意見交換を行う。その内容については、教育委員会に報告する。